

別記様式

議 事 録

会議の名称	岩倉市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和8年1月27日（火）午後1時30分から午後2時45分まで
開催場所	市役所7階 第一委員会室
出席者(欠席委員) 事務局	出席委員：田中会長、櫻井副会長、日比野委員、野崎委員、梶浦委員、 石黒委員、宮治委員、得能委員、森山委員、三宅委員、 下條委員、伊藤委員 欠席委員：浜島委員 事務局：市民協働部長、市民窓口課長、国保年金グループ長、 国保年金グループ主任（2人）
会議の議題	(1) 諮問 岩倉市国民健康保険税条例の一部改正（案）について (2) 岩倉市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康 診査等実施計画の実施状況について
議事録の作成方法	■要点筆記 □全文記録 □その他
記載内容の確認方法	■会議の会長の確認を得ている □出席した委員全員の確認を得ている ■その他（会長が指名した委員の確認を得ている）
会議に提出された 資料の名称	・資料1 岩倉市国民健康保険税条例の一部改正（案）について ・資料2 岩倉市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定 健康診査等実施計画の実施状況について
公開・非公開の別	■公開 □非公開
傍聴者数	0人
その他の事項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

- 1 委嘱状交付
- 2 市長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 議題

会 長

本日は、事務局より「国民健康保険税条例の改正」を予定しており、改正案について、諮問をさせていただきたいとのことであります。また、保健事業の報告もごございます。内容が非常に多くございますので、皆さまには、円滑な議事進行にご協力いただきますよう、よろしく申し上げます。

本日は、委員12人が出席しており、協議会規則第5条の会議の成立要件を満たしております。また、議事に入ります前に、協議会規則第8条の規定に基づき、本会議の会議録に署名していただく委員の指名を行います。

本日の署名委員は、宮治委員と下條委員にお願いします。署名委員は、会議録の作成後に事務局から、改めて署名の依頼をしますので、よろしく申し上げます。

それでは、会議次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

議題（1）諮問 岩倉市国民健康保険税条例の一部改正（案）について

議 長

1つ目の議題として、「諮問 岩倉市国民健康保険税条例の一部改正（案）について」が提出されています。

委員の皆様には、あらかじめ、「諮問書の写し」をお手元に用意しておりますのでご確認ください。

それでは、市長から諮問について申し上げます。

市 長

本日の協議会には、諮問第2号として、岩倉市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、岩倉市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき意見を求めるものでございます。

諮問事項の1点目は、国民健康保険税の税率の改正で、「岩倉市国民健康保険税条例」に規定しております税率を「基礎課税額」につきましては、

所得割を7.9%に、均等割を33,800円に、「後期高齢者支援金等課税額」につきましては、均等割を11,600円に、「介護納付金課税額」につきましては、所得割を2.5%に、均等割を12,200円に改め、「子ども・子育て支援納付金課税額」につきましては、所得割を0.3%に、均等割を1,100円に、18歳以上被保険者の均等割を100円に、平等割を700円に定めるものでございます。

諮問事項の2点目は、国民健康保険税の賦課限度額の改正で、岩倉市国民健康保険税条例に規定しております賦課限度額を「基礎課税額」につきまし

	<p>ては、67万円に改め、「子ども・子育て支援納付金課税額」につきましては、3万円に定めるものでございます。</p> <p>諮問事項の3点目は、国民健康保険税の減額の対象となる所得基準額の改正で、岩倉市国民健康保険税条例に規定しております所得基準額を5割軽減の対象となる所得の算定においては、被保険者の数に乗すべき金額を31万円に、2割軽減の対象となる所得の算定においては、被保険者の数に乗すべき金額を57万円に改めるものでございます。</p> <p>以上、よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、議題1について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(資料により説明)</p> <p>ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。</p>
議長 事務局 議長	
委員	<p>「4次年度の税率見直しの必要性の検討」の条件において、集めるべき税額の不足額は「令和6年度実績から収納率92.00%で算定」したとあるが、令和6年度収納率は、実際92.54%であることから、物価高上昇等の背景も鑑み、少なくとも92.5%、もっと言えば年々収納率が向上している状況から、93%で積算するべきではないか。</p>
事務局	<p>現時点の状況から申し上げますと、令和7年度の収納率は令和6年度の実績を下回っています。</p> <p>収納率の向上を見越して予算を積算すれば、税率を抑えることができますが、令和7年度の収納率が令和6年度を上回る見込みが立てられないことから、令和8年度は92%として積算しております。</p>
委員	<p>国民健康保険特別会計の予算が不足した場合、市一般会計からの繰り入れを行うことにより、税率を抑えることができると思われるが、現在の繰り入れ状況及び今後の見通しについてどう考えているか。</p>
事務局	<p>平成30年度から国保の財政運営を県単位で行うことになって以降、赤字補填を目的とした一般財源からの繰り入れは全国的にこの解消が求められており、これまで繰り入れを行っていた自治体も解消に向けて取り組んでいるところです。そのため、今後、赤字補填を目的として一般財源からの繰り入れを行う予定はなく、本改正案も国民健康保険特別会計予算内でのやりくりができるよう作成しております。</p>
委員 事務局	<p>税制改正後、応能割と応益割の割合はそれぞれどのように変わるのか。</p> <p>応能割については、改正前は約53%だったものが、改正後は区分によって、52%や56%に、応益割については、改正前は約47%だったものが、改正後は44%や48%になる見込みです。</p>
議長	<p>子ども・子育て支援納付金について、段階的に引き上げられるという話があったが、今後どのように導入される予定か。</p>

事務局	<p>子ども・子育て支援納付金は令和8年度から少しずつ段階を上げて3年間で導入されるものになりますが、毎年必ず税率改正を行うというものではありません。税率算定をするにあたっては、国や県の動向を踏まえながら、必要最小限での見直しを検討してまいりたいと考えております。</p> <p>子ども・子育て支援納付金については、国の制度全体で必要とする金額として令和8年度は6,000億円を示されており、令和9年度が8,000億円、令和10年度が1兆円ということで2,000億円ずつの増額になっていきますが、本市におきましては、可能なかぎり市民負担の平準化に努めてまいりたいと考えております。</p>
委員	<p>本改正案について、所得割の算出根拠となる給与所得等の変化については、加味されたうえで算定されているのか。</p>
事務局	<p>給与所得控除の改正があり、令和8年度は、所得割の算出に使用する総所得金額等（旧ただし書き所得）の額について減少が見込まれますが、改正案の算定にあたっては、その影響を加味したのになっております。</p>
委員	<p>収納率が標準的な収納率として示されているものよりも3%ほど下回っていることについて。行政であれば、裁判所による調停の必要がなく、民間よりも簡易的な手続きで差し押さえ処分ができると聞いた。収納率改善のため、そのような取り組みがされているのか聞きたい。</p>
事務局	<p>差し押さえの事務手続きにつきましては、国税徴収法により市税を徴収する徴税吏員に一定の権限が与えられており、裁判所に許可命令を取ることはありません。</p> <p>国保税の賦課を担当している当課としては、滞納処分に関する実務を行っておりませんので、改めて担当課に確認する必要はございますが、滞納が発生したからといって即時に差し押さえをするのではなく、督促状や催告など一定の段階を踏んだうえで、それでも納付の誠意がないと判断される場合において差し押さえが実施されております。</p>
委員	<p>令和8年度は診療報酬が改定されると思われるが、改定に伴う医療費の増額についても、今回の算定に反映されているのか。</p>
事務局	<p>反映しております。</p>
議長	<p>他に質問等はありませんでしょうか。ないようでしたら、この諮問につきましては、原案のとおり了として答申することとしてよろしいでしょうか。</p>
	<p>（委員から「異議なし」の声）</p>
議長	<p>異議なしとのことでありますので、原案のとおり了として答申いたします。答申書は、事務局と協議のうえ作成し、市長へ届けることといたします。</p>
	<p>なお、答申については、私に一任していただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。</p>
	<p>会議終了後に速やかに答申書を届けることとします。</p>

	<p>これで、議題（１）「諮問 岩倉市国民健康保険税条例の一部改正（案）について」を終わります。</p> <p>議題（２）岩倉市国民健康保険第３期データヘルス計画及び第４期特定健康診査等実施計画の実施状況について</p> <p>続きまして、議題２について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>（資料により説明）</p> <p>ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。</p> <p>特定健診の実施に係る費用は国保の特別会計からではなく、市の一般会計から支出しているのか。</p>
議長 事務局 議長	<p>国保の特別会計から支出しています。</p> <p>国保の特別会計から支出しているということであれば、特定健診の受診率が向上した結果、予算を圧迫し、国保税の税率に影響を及ぼすことはないか。</p>
事務局 議長 事務局	<p>特定健診の費用については、受診者数・実施率に応じて、国および県から補助金が交付されていることから、受診率が下がれば、歳出も減少しますが、歳入も減少するという関係にあります。</p> <p>また、「保険者努力支援制度」という厚生労働省の制度があります。こちらは、特定健診の受診率や、特定保健指導の実施率に応じて、県内の市町村ごとに点数が付与され、それにに応じて補助金が按分されるというものです。</p> <p>さらに、保健指導に関する費用については、一般会計からの繰り入れが認められております。</p> <p>以上のことから、特定健診の受診率が向上した結果、国保の予算を圧迫するということはありません。</p>
議長	<p>特定健診について、医療機関と連携して事業が展開されているため、医師の委員の方に所見をお聞きしたい。</p>
委員	<p>特定健診については、市民窓口課と医師会で定期的に打合せを行っており、受診率向上の方策については、毎年のように議論している。</p> <p>受診者が増えるように、毎年内容を少しずつ変え、工夫を加えて実施しているが、なかなか受診率に結びつかない。</p>
議長 委員	<p>受診率が低い要因は何か考えられるか。</p> <p>要因はなかなか読めないところがある。</p> <p>岩倉市という地理的な要因なのか、それとも集団健診がメインだからなのか。要因については、より深く分析していかなければいけないと感じている。</p>
議長	<p>健診の受診率が低いゆえに、その後の病気で医療費が県内で上がっているということはないか。</p>
事務局	<p>健診を受け、医療費が増加するということも考えられるが、健診により病</p>

	<p>気の原因を早期発見・予防することで、将来的な医療費を抑制することを目的に事業を実施しています。</p>
委員	<p>受診率向上のためいろいろな取組を実施されているが、受診率が高い自治体を参考にした取組はしているか。</p>
事務局	<p>受診率が高い自治体の取組事例として、電話勧奨をしているという話を聞いております。確かに、電話による勧奨も効果を見込むことはできますが、本市としては、来年度の取組として、まずは手紙による勧奨機会を増やす予定をしております。</p>
議長 事務局	<p>県内の受診率等の数値をランキング形式で表した資料等はないか。 今回は準備がございませんが、愛知県がとりまとめたレポート等がありますので、ご用意することはできます。次回の会議の際に配布させていただきます。</p>
委員	<p>通院しており、病院で定期的に検査してもらっているため、特定健診を受診しなくても大丈夫という声をよく聞く。通院による検査の証明書を病院から発行してもらい、市役所に届けることで、受診者として含めることはできないか。</p>
事務局	<p>前提として、受診者として含めるためには国が定めた検査項目をすべて受けていただく必要がございます。 「定期的に通院しているから大丈夫」というお話をお伺いすることが多いことから、本年度は医師の立場からも受診を勧めていただけるように、医師会様のご協力をいただいて、チラシを準備させていただきました。</p>
委員	<p>特定健診については誤解されているところもあり、症状がない段階で早期に病気を発見するという意味合いが大きい。 検査には幅広い項目が含まれている。例えば、眼底検査。内科を定期的に受診していても、高血圧や糖尿病のために目の検査をするわけではない。 そういった意味では、定期的にかかりつけている病院とは、また違った視点で診てもらえるというのは特定健診を受診する意味はあると思う。</p>
議長	<p>他にご意見はありませんか。 岩倉市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の実施状況についてはよろしいでしょうか。よろしければ、本日は2件の議題がありました。以上、滞りなく終了することができました。ありがとうございました。 それでは、事務局へ進行を戻します。</p>
事務局	<p>5 その他 田中会長ありがとうございました。 それでは、次第の5「その他」に移ります。</p>

次回の運営協議会の予定です。次回の会議につきましては、令和8年5月12日の火曜日、午後1時半からの開催を予定しております。

この会議では、次年度の国民健康保険の財政運営および、県内の特定健診の受診率等の状況についてお示しをさせていただきたいと思えます。

詳細につきましては決まり次第またご案内をさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

最後に、資料につきましては、取り扱いに十分ご注意くださいよろしくよろしくお願いいたします。

それでは、以上で本日の会議を閉じさせていただきます。長時間にわたりご協議いただきましてどうもありがとうございました。

(午後2時45分 閉会)